

町田市保健所関係手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年(2021年)2月19日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市保健所関係手数料条例の一部を改正する条例

第1条 町田市保健所関係手数料条例（平成22年12月町田市条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
名称	金額	名称	金額
略	略	略	略
1 1 食品衛生法（昭和22年法律第233号） <u>第55条第1項</u> 及び食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条の規定に基づく飲食店営業許可申請手数料	ア 移動飲食店営業又は臨時飲食店営業以外のもの 1件につき 18,300円 イ 移動飲食店営業又は臨時飲食店営業 1件につき 6,500円	1 1 食品衛生法（昭和22年法律第233号） <u>第52条第1項</u> 及び食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条の規定に基づく飲食店営業許可申請手数料	ア 移動飲食店営業、臨時飲食店営業又は自動販売機によるもの以外のもの 1件につき 18,300円 イ 移動飲食店営業又は臨時飲食店営業 1件につき 6,500円 ウ <u>自動販売機によるもの 1件につき 7,800円</u>
1 2 食品衛生法第 <u>55条第1項</u> 及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく飲食店営業許可更新申請手数料	ア 移動飲食店営業又は臨時飲食店営業以外のもの 1件につき 8,900円 イ 移動飲食店営業又は臨時飲食店営業 1件につき 4,500円	1 2 食品衛生法第 <u>52条第1項</u> 及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく飲食店営業許可更新申請手数料	ア 移動飲食店営業、臨時飲食店営業又は自動販売機によるもの以外のもの 1件につき 8,900円 イ 移動飲食店営業又は臨時飲食店営業 1件につき 4,500円

			ウ 自動販売機によるもの 1件につき 5,100円
13 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業許可申請手数料	1件につき 7,200円	13 食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく喫茶店営業許可申請手数料	ア 自動販売機によるもの以外のもの 1件につき 15,800円 イ 自動販売機によるもの 1件につき 7,200円
14 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業許可更新申請手数料	1件につき 5,100円	14 食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく喫茶店営業許可更新申請手数料	ア 自動販売機によるもの以外のもの 1件につき 8,200円 イ 自動販売機によるもの 1件につき 5,100円
15 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく食肉販売業許可申請手数料	1件につき 15,800円	15 食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく菓子製造業許可申請手数料	ア 移動菓子製造業又は臨時菓子製造業以外のもの 1件につき 21,600円 イ 移動菓子製造業又は臨時菓子製造業 1件につき 6,500円
16 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に	1件につき 8,200円	16 食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に	ア 移動菓子製造業又は臨時菓子製造業以外のもの 1件につき

基づく食肉販売業許可更新申請手数料	
17 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく魚介類販売業許可申請手数料	1件につき <u>15,800円</u>
18 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく魚介類販売業許可更新申請手数料	1件につき <u>8,200円</u>
19 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく魚介類競り売り営業許可申請手数料	1件につき <u>25,200円</u>
20 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく魚介類競り売り営業許可更新申請手数料	1件につき <u>16,000円</u>
21 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく集乳業許可	1件につき <u>15,800円</u>

基づく菓子製造業許可更新申請手数料	<u>14,000円</u> イ 移動菓子製造業又は臨時菓子製造業 1件につき <u>4,500円</u>
17 食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づくあん類製造業許可申請手数料	1件につき <u>21,600円</u>
18 食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づくあん類製造業許可更新申請手数料	1件につき <u>14,000円</u>
19 食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づくアイスクリーム類製造業許可申請手数料	1件につき <u>21,600円</u>
20 食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づくアイスクリーム類製造業許可更新申請手数料	1件につき <u>14,000円</u>
21 食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく乳処理業許	1件につき <u>25,200円</u>

申請手数料	
22 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく <u>集乳業許可更新申請手数料</u>	1件につき <u>8,200円</u>
23 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく <u>乳処理業許可申請手数料</u>	1件につき 25,200円
24 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく <u>乳処理業許可更新申請手数料</u>	1件につき 16,000円
25 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく <u>特別牛乳搾取処理業許可申請手数料</u>	1件につき 25,200円
26 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく <u>特別牛乳搾取処理業許可更新申請手数料</u>	1件につき 16,000円
27 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令	1件につき <u>25,200円</u>

可申請手数料	
22 食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく <u>乳処理業許可更新申請手数料</u>	1件につき <u>16,000円</u>
23 食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく <u>特別牛乳搾取処理業許可申請手数料</u>	1件につき 25,200円
24 食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく <u>特別牛乳搾取処理業許可更新申請手数料</u>	1件につき 16,000円
25 食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく <u>乳製品製造業許可申請手数料</u>	1件につき 25,200円
26 食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく <u>乳製品製造業許可更新申請手数料</u>	1件につき 16,000円
27 食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令	1件につき <u>15,800円</u>

第35条の規定に基づく <u>食肉処理業許可申請手数料</u>	
28 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく <u>食肉処理業許可更新申請手数料</u>	1件につき <u>16,000円</u>
29 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく <u>食品の放射線照射業許可申請手数料</u>	1件につき <u>25,200円</u>
30 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく <u>食品の放射線照射業許可更新申請手数料</u>	1件につき <u>16,000円</u>
31 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく <u>菓子製造業許可申請手数料</u>	1件につき <u>21,600円</u>
32 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく <u>菓子製造業</u>	1件につき <u>14,000円</u>

第35条の規定に基づく <u>集乳業許可申請手数料</u>	
28 食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく <u>集乳業許可更新申請手数料</u>	1件につき <u>8,200円</u>
29 食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく <u>乳類販売業許可申請手数料</u>	ア 自動販売機によるもの以外のもの 1件につき <u>15,800円</u> イ 自動販売機によるもの 1件につき <u>7,200円</u>
30 食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく <u>乳類販売業許可更新申請手数料</u>	ア 自動販売機によるもの以外のもの 1件につき <u>8,200円</u> イ 自動販売機によるもの 1件につき <u>5,100円</u>
31 食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく <u>食肉処理業許可申請手数料</u>	1件につき <u>25,200円</u>
32 食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく <u>食肉処理業</u>	1件につき <u>16,000円</u>

許可更新申請手数料	
33 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づくアイスクリーム類製造業許可申請手数料	1件につき 21,600円
34 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づくアイスクリーム類製造業許可更新申請手数料	1件につき 14,000円
35 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく乳製品製造業許可申請手数料	1件につき 25,200円
36 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく乳製品製造業許可更新申請手数料	1件につき 16,000円
37 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく清涼飲料水	1件につき 25,200円

許可更新申請手数料	
33 食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく食肉販売業許可申請手数料	ア 自動販売機によるもの以外のもの 1件につき 15,800円 イ 自動販売機によるもの 1件につき 7,200円
34 食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく食肉販売業許可更新申請手数料	ア 自動販売機によるもの以外のもの 1件につき 8,200円 イ 自動販売機によるもの 1件につき 5,100円
35 食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく食肉製品製造業許可申請手数料	1件につき 25,200円
36 食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく食肉製品製造業許可更新申請手数料	1件につき 16,000円
37 食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく魚介類販売	1件につき 15,800円

<u>製造業許可申請手数料</u>	
38 <u>食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく清涼飲料水製造業許可更新申請手数料</u>	1件につき <u>16,000円</u>
39 <u>食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく食肉製品製造業許可申請手数料</u>	1件につき 25,200円
40 <u>食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく食肉製品製造業許可更新申請手数料</u>	1件につき 16,000円
41 <u>食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく水産製品製造業許可申請手数料</u>	1件につき 21,600円
42 <u>食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく水産製品製造業許可更新申請手数料</u>	1件につき 14,000円
43 <u>食品衛生法第</u>	1件につき 25,

<u>業許可申請手数料</u>	
38 <u>食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく魚介類販売業許可更新申請手数料</u>	1件につき <u>8,200円</u>
39 <u>食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく魚介類競り売り営業許可申請手数料</u>	1件につき 25,200円
40 <u>食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく魚介類競り売り営業許可更新申請手数料</u>	1件につき 16,000円
41 <u>食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく魚肉練り製品製造業許可申請手数料</u>	1件につき 21,600円
42 <u>食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく魚肉練り製品製造業許可更新申請手数料</u>	1件につき 14,000円
43 <u>食品衛生法第</u>	1件につき 25,

<u>55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく<u>氷雪製造業許可申請手数料</u></u>	200円
44 食品衛生法第 <u>55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく<u>氷雪製造業許可更新申請手数料</u></u>	1件につき 16,000円
45 食品衛生法第 <u>55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく<u>液卵製造業許可申請手数料</u></u>	1件につき <u>13,200円</u>
46 食品衛生法第 <u>55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく<u>液卵製造業許可更新申請手数料</u></u>	1件につき <u>7,800円</u>
47 食品衛生法第 <u>55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく<u>食用油脂製造業許可申請手数料</u></u>	1件につき 25,200円
48 食品衛生法第 <u>55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に</u>	1件につき 16,000円

<u>52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく<u>食品の冷凍又は冷蔵業許可申請手数料</u></u>	200円
44 食品衛生法第 <u>52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく<u>食品の冷凍又は冷蔵業許可更新申請手数料</u></u>	1件につき 16,000円
45 食品衛生法第 <u>52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく<u>食品の放射線照射業許可申請手数料</u></u>	1件につき <u>25,200円</u>
46 食品衛生法第 <u>52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく<u>食品の放射線照射業許可更新申請手数料</u></u>	1件につき <u>16,000円</u>
47 食品衛生法第 <u>52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく<u>清涼飲料水製造業許可申請手数料</u></u>	1件につき 25,200円
48 食品衛生法第 <u>52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に</u>	1件につき 16,000円

基づく <u>食用油脂製造業許可更新申請手数料</u>	
49 <u>食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づくみそ又はしょうゆ製造業許可申請手数料</u>	1件につき <u>21,600円</u>
50 <u>食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づくみそ又はしょうゆ製造業許可更新申請手数料</u>	1件につき <u>14,000円</u>
51 <u>食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく酒類製造業許可申請手数料</u>	<u>1件につき 21,600円</u>
52 <u>食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく酒類製造業許可更新申請手数料</u>	<u>1件につき 14,000円</u>
53 <u>食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令</u>	<u>1件につき 21,600円</u>

基づく <u>清涼飲料水製造業許可更新申請手数料</u>	
49 <u>食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく乳酸菌飲料製造業許可申請手数料</u>	1件につき <u>21,600円</u>
50 <u>食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく乳酸菌飲料製造業許可更新申請手数料</u>	1件につき <u>14,000円</u>
51 <u>食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく冰雪製造業許可申請手数料</u>	ア <u>自動販売機によるもの以外のもの 1件につき 25,200円</u> イ <u>自動販売機によるもの 1件につき 9,900円</u>
52 <u>食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく冰雪製造業許可更新申請手数料</u>	ア <u>自動販売機によるもの以外のもの 1件につき 16,000円</u> イ <u>自動販売機によるもの 1件につき 6,100円</u>
53 <u>食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令</u>	1件につき <u>15,800円</u>

第35条の規定に基づく <u>豆腐製造業許可申請手数料</u>	
54 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく <u>豆腐製造業許可更新申請手数料</u>	1件につき <u>14,000円</u>
55 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく <u>納豆製造業許可申請手数料</u>	1件につき <u>21,600円</u>
56 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく <u>納豆製造業許可更新申請手数料</u>	1件につき <u>14,000円</u>
57 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく <u>麺類製造業許可申請手数料</u>	1件につき <u>21,600円</u>
58 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく <u>麺類製造業許可更新申請手数料</u>	1件につき <u>14,000円</u>

第35条の規定に基づく <u>氷雪販売業許可申請手数料</u>	
54 食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく <u>氷雪販売業許可更新申請手数料</u>	1件につき <u>8,200円</u>
55 食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく <u>食用油脂製造業許可申請手数料</u>	1件につき <u>25,200円</u>
56 食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく <u>食用油脂製造業許可更新申請手数料</u>	1件につき <u>16,000円</u>
57 食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく <u>マーガリン又はショートニング製造業許可申請手数料</u>	1件につき <u>25,200円</u>
58 食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく <u>マーガリン又はショートニング製造業許可更新申請手数料</u>	1件につき <u>16,000円</u>

料	
59 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく <u>そうざい製造業許可申請手数料</u>	1件につき <u>25,200円</u>
60 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく <u>そうざい製造業許可更新申請手数料</u>	1件につき <u>16,000円</u>
61 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく <u>複合型そうざい製造業許可申請手数料</u>	1件につき <u>35,200円</u>
62 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく <u>複合型そうざい製造業許可更新申請手数料</u>	1件につき <u>23,300円</u>
63 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく <u>冷凍食品製造業許可申請手数料</u>	1件につき <u>25,200円</u>
64 食品衛生法第	1件につき <u>16,</u>

<u>グ製造業許可更新申請手数料</u>	
59 食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく <u>みそ製造業許可申請手数料</u>	1件につき <u>21,600円</u>
60 食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく <u>みそ製造業許可更新申請手数料</u>	1件につき <u>14,000円</u>
61 食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく <u>しょうゆ製造業許可申請手数料</u>	1件につき <u>21,600円</u>
62 食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく <u>しょうゆ製造業許可更新申請手数料</u>	1件につき <u>14,000円</u>
63 食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく <u>ソース類製造業許可申請手数料</u>	1件につき <u>21,600円</u>
64 食品衛生法第	1件につき <u>14,</u>

55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく <u>冷凍食品製造業許可更新申請手数料</u>	000円
65 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく <u>複合型冷凍食品製造業許可申請手数料</u>	1件につき <u>35,200円</u>
66 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく <u>複合型冷凍食品製造業許可更新申請手数料</u>	1件につき <u>23,300円</u>
67 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく <u>漬物製造業許可申請手数料</u>	1件につき <u>13,200円</u>
68 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく <u>漬物製造業許可更新申請手数料</u>	1件につき <u>7,800円</u>
69 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく <u>密封包装食</u>	1件につき 21,600円

52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく <u>ソース類製造業許可更新申請手数料</u>	000円
65 食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく <u>酒類製造業許可申請手数料</u>	1件につき <u>21,600円</u>
66 食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく <u>酒類製造業許可更新申請手数料</u>	1件につき <u>14,000円</u>
67 食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく <u>豆腐製造業許可申請手数料</u>	1件につき <u>21,600円</u>
68 食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく <u>豆腐製造業許可更新申請手数料</u>	1件につき <u>14,000円</u>
69 食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく <u>納豆製造業</u>	1件につき 21,600円

<u>品製造業許可申請手数料</u>	
70 <u>食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく密封包装食品製造業許可更新申請手数料</u>	1件につき 14,000円
71 <u>食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく食品の小分け業許可申請手数料</u>	1件につき 21,600円
72 <u>食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく食品の小分け業許可更新申請手数料</u>	1件につき 14,000円
73 <u>食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく添加物製造業許可申請手数料</u>	1件につき 25,200円
74 <u>食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく添加物製造業許可更新申請手数料</u>	1件につき 16,000円
75から78まで	

<u>許可申請手数料</u>	
70 <u>食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく納豆製造業許可更新申請手数料</u>	1件につき 14,000円
71 <u>食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく麺類製造業許可申請手数料</u>	1件につき 21,600円
72 <u>食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく麺類製造業許可更新申請手数料</u>	1件につき 14,000円
73 <u>食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づくそうざい製造業許可申請手数料</u>	1件につき 25,200円
74 <u>食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づくそうざい製造業許可更新申請手数料</u>	1件につき 16,000円
75 <u>食品衛生法第</u>	1件につき 25,

削除		<u>52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく缶詰又は瓶詰食品製造業許可申請手数料</u>	200円
		<u>76 食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく缶詰又は瓶詰食品製造業許可更新申請手数料</u>	1件につき 16,000円
		<u>77 食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく添加物製造業許可申請手数料</u>	1件につき 25,200円
		<u>78 食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく添加物製造業許可更新申請手数料</u>	1件につき 16,000円
	略	略	略
109 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第12条第4項及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第80条第8項の規定に	1件につき 4,400円	109 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第12条第2項及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第80条第8項の規定に	1件につき 4,400円

基づく薬局製造販売医薬品製造販売業許可更新申請手数料	
略	略
111 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第13条第4項及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第80条第8項の規定に基づく薬局製造販売医薬品製造業許可更新申請手数料	1件につき 7,600円
略	略
113 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第13項及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第80条第1項第1号の規定に基づく薬局製造販売医薬品製造販売品目一部変更承認申請手数料	1件につき 140円
略	略
117 医薬品、医	1件につき 12,

基づく薬局製造販売医薬品製造販売業許可更新申請手数料	
略	略
111 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第13条第3項及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第80条第8項の規定に基づく薬局製造販売医薬品製造業許可更新申請手数料	1件につき 7,600円
略	略
113 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第9項及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第80条第1項第1号の規定に基づく薬局製造販売医薬品製造販売品目一部変更承認申請手数料	1件につき 140円
略	略
117 医薬品、医	1件につき 12,

療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第39条第6項の規定に基づく高度管理医療機器等販売業又は貸与業許可更新申請手数料	400円	療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第39条第4項の規定に基づく高度管理医療機器等販売業又は貸与業許可更新申請手数料	400円
118 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第2条の3第1項及び第45条第1項の規定に基づく薬局開設許可証又は医薬品販売業許可証の書換交付申請手数料	1件につき 2,500円	118 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第1条の5第1項及び第45条第1項の規定に基づく薬局開設許可証又は医薬品販売業許可証の書換交付申請手数料	1件につき 2,500円
119 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第2条の4第1項及び第46条第1項の規定に基づく薬局開設許可証又は医薬品販売業許可証の再交付申請手数料	1件につき 3,500円	119 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第1条の6第1項及び第46条第1項の規定に基づく薬局開設許可証又は医薬品販売業許可証の再交付申請手数料	1件につき 3,500円
略	略	略	略
<u>124から131まで</u> 削除		<u>124 食品製造業等取締条例（昭和28年東京都条例第111号）第3条第1項の規定による行商人の届出</u>	<u>業種ごとに 1,800円</u>

<u>に基づく行商人の鑑札及び記章の交付手数料（更新の場合を含む。）</u>	
<u>125 食品製造業等取締条例第3条第3項の規定による行商人の届出に基づく行商人の鑑札又は記章の再交付手数料</u>	<u>1件につき 1,100円</u>
<u>126 食品製造業等取締条例第5条第1項の規定に基づく弁当等人力販売業許可申請手数料</u>	<u>1件につき 8,800円</u>
<u>127 食品製造業等取締条例第5条第2項の規定に基づく弁当等人力販売業許可更新申請手数料</u>	<u>1件につき 5,400円</u>
<u>128 食品製造業等取締条例第5条の2第1項の規定に基づく弁当等人力販売業許可済証交付申請手数料</u>	<u>1件につき 1,400円</u>
<u>129 食品製造業等取締条例第5条の2第3項の規定に基づく弁当等人力販売業許可済証再交付申請手数料</u>	<u>1件につき 1,100円</u>
<u>130 食品製造業等取締条例第5条の3第1項の規定</u>	<u>業種ごとに 13,200円</u>

		<u>に基づく食品製造業等許可申請手数料</u>	
		<u>1 3 1 食品製造業等取締条例第5条の3第2項の規定に基づく食品製造業等許可更新申請手数料</u>	<u>業種ごとに 7, 8 0 0 円</u>
略	略	略	略

第2条 町田市保健所関係手数料条例の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
名称	金額	名称	金額
略	略	略	略
1 1 3 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する <u>法律第14条第15項</u> 及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第80条第1項第1号の規定に基づく薬局製造販売医薬品製造販売品目一部変更承認申請手数料	1 件につき 1 4 0 円	1 1 3 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する <u>法律第14条第13項</u> 及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第80条第1項第1号の規定に基づく薬局製造販売医薬品製造販売品目一部変更承認申請手数料	1 件につき 1 4 0 円
略	略	略	略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年6月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条中別表113の項の改正規定 公布の日
 - (2) 第1条中別表109の項、111の項及び117の項から119の項までの改正規定並びに第2条の規定 令和3年8月1日
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）第2条の規定による改正前の食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項の規定による許可又は食品製造業等取締条例を廃止する条例（令和2年東京都条例第71号）による廃止前の食品製造業等取締条例（昭和28年東京都条例第111号）第5条の3第1項の規定による許可を受けている者が、当該許可に係る営業（食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第123号）第1条の規定による改正後の食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条各号の営業のいずれかに該当するものに限る。以下同じ。）を継続するために、食品衛生法等の一部を改正する法律第2条の規定による改正後の食品衛生法第55条第1項の許可を受けようとする場合における当該許可に係る営業の許可申請手数料の額は、この条例による改正後の別表に定める当該営業に相当するそれぞれの営業の許可更新申請手数料の額とする。
- 3 前項の場合において、同項に規定する許可更新申請手数料の額が、当該営業についてこの条例による改正前の別表の規定を適用した場合の許可更新申請手数料の額より高いときは、この条例の施行の日から令和4年3月31日までに申請する場合に限り、この条例による改正後の別表及び前項の規定にかかわらず、当該営業の許可申請手数料の額は、この条例による改正前の別表に定める当該営業の許可更新申請手数料の額とする。